

「防災危機対策監」の任用について

1. 任用の理由

近年、全国各地で豪雨災害、土砂災害が頻発するとともに、予測を超える事態も発生しています。

本市においても、本年7月、8月の大雨災害、台風災害においては、記録的な雨量により、市内各所で住家、道路、河川、農地、農業用施設など甚大な被害が発生しました。

このような災害は、今後もいつ、どこにでも起こり得るものとして、地方自治体の災害対応能力の向上を図る必要があります。

災害発生時の対応能力を向上させる取組の一つとして、防災・災害対策の専門職員の育成がありますが、多くの時間を要します。

そのため、地方自治体が防災の専門性を有する外部人材を採用・配置するにあたり、国が認定した「地域防災マネージャー」を採用・配置する経費を特別交付税措置する制度が設けられています。

本市としましては、この制度を活用し、防災・危機管理に関する知識や経験を有する即戦力として、自衛官を「防災危機対策監」として任用します。

2. 採用予定年月日

令和4年(2022)4月1日

3. 任用条件

(1) 資格

「地域防災マネージャー」の資格を有し、自衛隊の推薦を受けた者

(2) 任用期間

3年を基本とする。ただし、成績が良好な場合は、延長することができる。
(最長5年)

(3) 処遇

任期付職員（課長級職）

4. 担当業務

災害時	平常時
<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部事務局の統括・ 避難情報発令の検討・助言・ 災害対応タイムラインの管理運営・ 関係機関等への応援要請等の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 防災訓練、各種訓練の企画・運営・ 各種災害対応マニュアルの検証・ 地区災害対策本部等、自主防災組織の支援・育成・ 国民保護関連事務

5. 自衛官任用のメリット

- ① 災害発生時の対応能力の向上
- ② 避難情報の発令など、防災や危機管理に関する助言
- ③ 防災計画や防災訓練等の施策の改善
- ④ 平常時・発災時の自衛隊との連携強化
- ⑤ 職員の防災意識・能力の向上

【参考】地域防災マネージャー制度

(1) 概要

内閣府から「地域防災マネージャー」証明書の交付を受けた外部人材を防災に関する役職に採用・配置する経費に特別交付税措置が講じられる。

(2) 特別交付税の措置内容

防災に関する役職に採用・配置する経費に措置率0.5を乗じた額が、特別交付税として交付される。(措置上限額340万円)

(3) 「地域防災マネージャー」証明書の交付を受ける要件

次の①及び②のいずれの要件も満たす者

①防災に関する次のいずれかの研修等を受講した者

- ・ 内閣府の実施する「防災スペシャリスト養成研修(基礎以外の全コース)」
- ・ 防衛省の実施する「防災危機管理教育」
- ・ その他これらの研修と同様の効果を得られるものと内閣府が認める研修

②防災行政に係る一定程度の実務経験等を有する者

- ・ 本省課長補佐級(国の地方支分部局、地方公共団体、実動機関(警察、消防、海上保安庁及び自衛隊)又は民間企業にあつてはこれに相当する職位)以上の職位を経験した者であること
- ・ 国又は地方公共団体において防災行政の実務経験5年以上を担った経験があること又は災害派遣の任務を有する部隊又は機関において2年以上の勤務経験を有すること